

令和 7 年 2 月

「当座勘定規定」の改定について

平素より福島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い、払戻請求書（出金票）による当座預金払戻の取扱いを開始します。つきましては、下記のとおり、当座勘定規定を改正することになりましたのでお知らせいたします。

なお、本規定の改定以前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されることとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改正内容

払戻請求書（出金票）による当座預金の払戻の開始

詳細につきましては、（別紙）の「新旧対照表」をご参照ください。

3. 改定日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

4. その他

ご不明な点がある場合は、営業店窓口までお問合せください。

(別紙) 当座勘定規定 新旧対照表

改定前	改定後
7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	7. (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに当金庫所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、払戻しに際し、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
12. (手数料等の引落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 略	12. (手数料等の引落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>等</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 略
17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)~(3) 略	17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)~(3) 略

(注): 赤色下線部分が改正箇所